



## 【資格と人格】

日本人は、資格や肩書きが好きな民族です。だが、資格や肩書きと実力や人格が一致するとは限りません。

資格は大きく分けると次の3つがあります。

《国家資格》法律に基づき、技能、能力、知識など、国や地方公共団体、国から委任された機関等が試験を行い判定します。弁護士・税理士・調理師・美容師などその数は数百種類に及びます。

《公的資格》国の各省庁などの公的機関から認定された、法人や民間団体が運営する社会的信用度の高い資格です。徐々に廃止され民間資格に移行しています。

《民間資格》民間の団体や会社が、各自の任意の基準で与えている資格です。国家試験にも勝る難易度の高いものもあります。

ちなみに、民間資格を除き私の取得している国家資格は4つあります。自動車運転免許・自動車2級整備士・危険物取扱主任者・宅地建物取引主任者です。

過去には、弁護士・公認会計士・不動産鑑定士が三大資格などと言われたこともありましたが、また、国家資格には業務独占資格があり、国が業務を法律で保護してくれます。

昔は資格さえ取れば飯の食えた時代でした。近年、時代の変遷はすさまじく、価値観や要望は大きく変化しています。

司法試験のシステムも緩和され、若い弁護士先生がどんどん増えています。だが、資格で飯の食える時代は終わりました。弁護士事務所の募集に対し20名～30名の新人弁護士の応募があるとも聞きました。難しい試験を乗り越え、せっかく資格を手にしても弁護士ですら就職難の時代です。このことは公認会計士や不動産鑑定士など他の士業にも言えるでしょう。

また、先生(士業)と呼ばれる資格者は、資格＝人格と思われがちです。だが、資格と人格は一致するとは限りません。人格の無い資格は人を不幸にしまいます。

記憶に新しいところでは、耐震偽造の一級建築士：姉齒秀次氏です。一級建築士も難度の高い国家資格です。姉齒氏は資格と人格が一致しなかったのです。人格の足らぬ者が資格を持ってしまったのです。彼のおかげでどれだけ多く市民が不幸になってしまったか周知のとおりです。

資格と人格は車の両輪です。このバランスが崩れれば車は堂々めぐりで前に進みません。資格に見合った人格は重要です。

資格は、技能、知識、経験で、表から見えるものです。

人格は、感謝、思いやり、気遣い、人間力で、表からは見えません。前者は学ぶことで得られます。後者は気付くことで得られます。

経営コンサルを受けても会社が進展しないのは、ノウハウばかりで、人格を上げるコンサルが平行して行われていないからだと思います。車も両輪が共に回って初めて前に進みます。このことは経営者や政治家にも言えます。

相続は財産や法律に心が絡む難しい分野です。複雑に絡みあった心を解きほぐし、相続問題を解決する相続アドバイザーには広い知識とネットワーク、そして高い人間力が求められます。

現在の法律では、弁護士法72条の壁があり、相続アドバイザーがそれ自体を職業として報酬をいただくことはできません。だが、相続人を幸せの道へ案内できる相続の実務家を社会が求めています。

いつの日か国が職業として認めてくれる日がくるかもしれません。その日を願いながら、これからも精進を続けてまいりたいと思います。

## 【遺言】

先日「相続の基礎を学ぶ」というセミナーを開催しました。この講座で知ってほしかったのは民法で定められた「相続人」「相続分」です。

理由は…

遺産分割をする場合の基準になるからです。相続人全員が合意すれば、どんな分割方法も可能です。しかし、合意できなければ最後は民法で定められた相続分となります。

最後とは家庭裁判所の審判で決めるときです。争いの最終決着場面です。身内で争うことを望む人はいません。まして財産を遺した親はどう思うでしょう。

争いを避けるため、民法を修正する方法が遺言です。

相続人・相続分を知っておくのは「遺言を書く必要があるか」を判断するためです。民法通りだと不都合だと思う方に遺言を書く必要性を考えてもらいたかったのです。

しかし…

“書こう”と思ってもなかなか書けないのが遺言です。

“書いて”となかなか言えないのも遺言です。

状況から見て、遺言必須の方は、何はともあれ遺言を書く必要があります。ためらっている場合ではありません。意思能力が有るうちに実行しなければなりません。しかし、多くは「心」の問題が書く事を躊躇させます。

書く方は…

“こんな遺言を見たらあの子はなんとおもうだろう。喧嘩になりやしないか”

“どんな分け方がいいかわからない”

書いてと頼む方は…

“無理やり書かせたと、他の兄弟に思われないか”

“死ぬのが近いと言っているようで”

「心」はたえず動いています。昨夜「書こう」と決心していても、朝起きたら「もうちょっと考えてから」となります。思うようにコントロール出来ないのが心の特徴です。

“ 心こそ 心まよわす 心なれ 心に心  
心ゆるすな ” (沢庵禅師)

遺言を書こうと思う心が、心を迷わせます。

しかし“心ゆるすな”とは「迷うな」ということではないと思います。心が自由に動かなくなったら、新しいことに対応出来なくなります。遺言を書くときは大いに悩んで書くべきです。“心ゆるすな”は“心が心に翻弄され迷走しないように”という意味だと思います。

迷いの中から、何かに気が付いたとき(心が腑に落ちたとき)に、遺言をかけるのではないのでしょうか。たんに「法律がこうだから」「こうしないと争いになる」だけで、迷わずに遺言を書いてしまうほうが、問題があると思います。

“何かに気が付く” 抽象的なことかもしれませんが、想いを伝える遺言をつくるためには大切なことです。(想いは付言(遺言中に書く言葉)にして伝える事ができます)

その“何かに気が付く”ためのお手伝いをする事が、相続アドバイザーの重要な役割です。

